



令和8年度スキルアップ支援事業 事業概要動画

スキルアップ支援事業とは

目的

都内中小企業等が従業員に対して実施する集合形式やeラーニング等による研修を支援することにより、従業員の職業能力の開発及び向上を促進する。

①

事業内 スキルアップ助成金

自社企画の研修の場合



②

事業外 スキルアップ助成金

教育機関が実施する
既存の研修を利用する場合



③

DX リスキリング助成金

自社のDX推進を目的として
教育機関が実施する研修を
利用する場合



企業等の要件

都内中小企業等 及び 個人事業主で、①および②を満たすことが申請要件。

①「資本金の額又は出資の総額」「常時使用する従業者数」のいずれか一方（又は双方）を満たすこと。

業種分類	資本金の額 又は 出資の総額	常時使用する従業員数
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
卸売業	1億円以下	
その他の業種	3億円以下	300人以下

中小企業基本法第2条第1項より

②みなし大企業ではないこと。

「みなし大企業」とは、大企業が実質的に経営に参画している場合のことをいいます。

対象外
該当の場合
いずれかに

- ・ 大企業（中小企業者以外の者）が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。
- ・ その他大企業が実質的に経営を支配する力を有していると考えられる。

助成額・申請要件など

助成対象企業等と助成額について

助成金種別		①事業内スキルアップ助成金	②事業外スキルアップ助成金	③DXリスキリング助成金
助成対象		都内中小企業・個人事業主・団体	都内中小企業・個人事業主	
都内中小企業・都内企業には会社法以外の法律に基づき設置される法人（一般社団法人、NPO法人等）も含まれます。				
助成額・助成率		助成対象受講者数×研修時間数 ×800円	受講者1人1研修あたりの 受講料等の2分の1（※2）	受講者1人1研修あたりの 受講料等の4分の3
上限額	1人1研修あたり	(※1)	25,000円	75,000円
	1社1年度あたり (※3)	事業内・事業外 合計150万円/社・年度		100万円/社・年度

助成金額アップ！

- ※1 団体の場合は、経費—収入の額が上限。
- ※2 非正規雇用労働者が助成対象受講者全体の2割以上参加の場合又は小規模企業者の場合は受講料等の3分の2。
- ※3 年度内で交付決定金額上限額に達するまで複数回申請が可能。

助成額・申請要件など

助成対象となる研修について

- ※4 セルフメイドとは自社企画かつ自社内講師で実施する研修のこと。レディメイドとは教育機関が計画した既存の公開研修のこと。オーダーメイドとは教育機関に委託し自社の従業員を対象として計画・実施する研修のこと。
- ※5 集合型とは、受講生が所定の時間に一齐に受講する研修のこと。
- ※6 eラーニングとは、オンライン上で配信されるテキストや動画を活用し受講者が任意の時間に受講する研修のこと。

助成金種別		①事業内スキルアップ助成金		②事業外スキルアップ助成金		③DXリスキリング助成金	
研修実施期間		令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に開始、令和9年8月31日までに終了する研修であること。					
1研修あたりの研修時間		3時間以上10時間未満／1研修あたり					
実施形式	セルフメイド／レディメイド／オーダーメイド（※4）	セルフメイド	オーダーメイド	レディメイド	レディメイド	オーダーメイド	
	集合型（※5）（オンライン可）	○	○	○	○	○	○
	eラーニング（※6）	×	×	○	○	×	×
	講師	自社内の講師		教育機関の講師			
研修要件 （抜粋）	事業内・事業外・DXで共通する要件	通常の業務と区別できるOFF-JTであること／研修に要する経費の全額を申請企業等が負担していること／業務命令として労働時間内に研修を行い、所定の賃金を支払っていること／国又は地方公共団体から助成を受けておらず、今後受ける予定もないこと／交付申請時に提出した計画のとおりを実施すること／総研修時間数の8割以上受講していること 等					
	各助成金ごとの要件	<ul style="list-style-type: none"> 受講者の職務に必要な専門的な技能の習得等を目的とする研修であること 専門的な技能、知識を有する指導員、講師により行われること 受講者の人数が2名以上であること 		<ul style="list-style-type: none"> 受講者の職務に必要な専門的な技能の習得等を目的とする研修であること 受講者の受講状況について、教育機関の証明を受けられること 		<ul style="list-style-type: none"> 申請企業等のDX推進のために必要な知識、技能の習得、向上を目的とする研修又は専門的な資格を取得するための研修であること 受講者の受講状況について、教育機関の証明を受けられること 	

申請の流れ・提出期限



R8年度交付申請書 受付期間

令和8年3月1日～
令和9年2月28日

ただしR8.4.1～R8.4.14の間に
開始する研修がある場合、
R8.3.15まで申請を受け付けます。

R8年度研修実施期間

令和8年4月1日～
令和9年8月31日実施分まで

ただし、R9.3.31までに研修を開始すること。

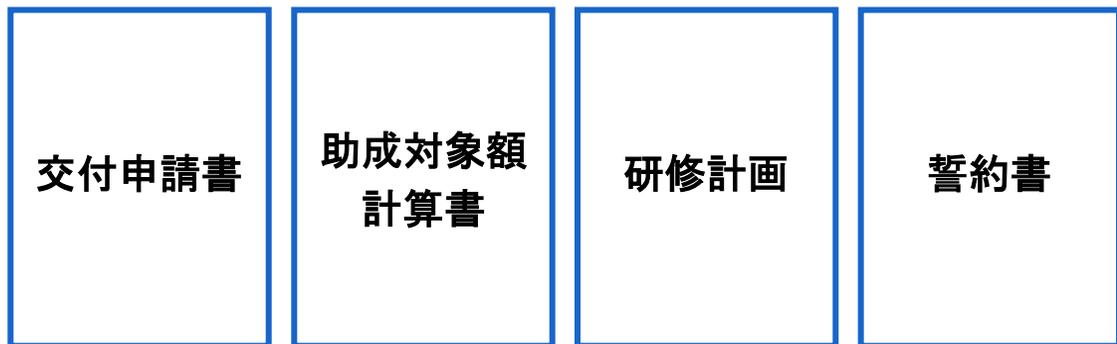
R8年度実績報告書 受付期間

令和8年4月1日～
令和9年10月31日

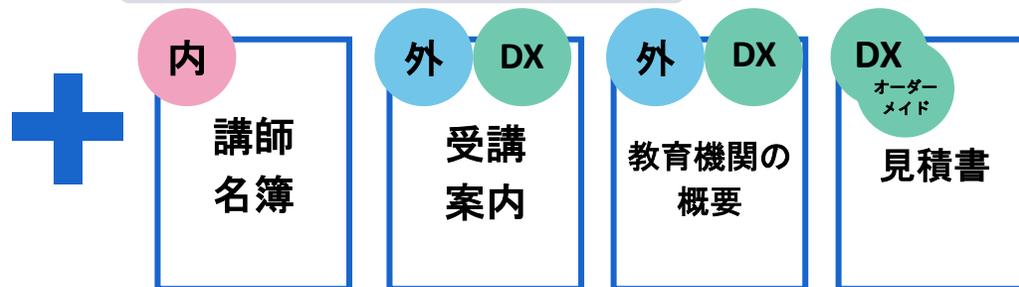
提出書類

交付申請で提出する書類（抜粋）

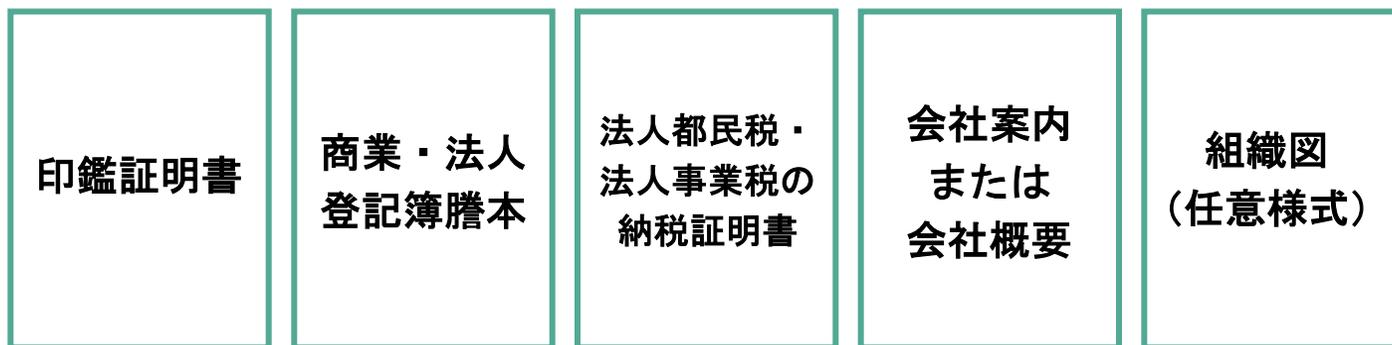
あくまでも“抜粋”ですので、詳細は各助成金の募集要項「提出書類一覧」をご確認ください



各助成金で必要な書類（抜粋）



初回申請時（年度初め）のみ提出する書類（抜粋）



法人の提出書類の例です。
個人事業主等は、各助成金の募集要項「提出書類一覧」をご確認ください。

提出書類

実績報告で提出する書類（抜粋）

実績報告書	助成対象額 計算書 実績部分を 記載したもの	研修計画 実績部分を 記載したもの
-------	---------------------------------	-------------------------

各助成金で必要な書類（抜粋）

<p>内 DX オーダー メイド</p> <p>出席簿等</p> <p>8割以上の受講が 確認できるもの</p>	<p>内 DX オーダー メイド</p> <p>研修実施時の 写真・ スクショ等</p>	<p>外 DX レディ メイド</p> <p>受講証明書等</p> <p>8割以上の受講が 確認できるもの</p>	<p>外 DX</p> <p>通帳写し・ 領収書等</p> <p>助成対象経費の 支払いが確認 できるもの</p>	<p>DX オーダー メイド</p> <p>研修実施 報告書</p>
-----------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------

「受講証明書」についての注意点

受講証明書

下記の受講者が、研修時間の8割以上を受講したことを証明します。

受講した企業	株式会社しごと
研修名	デジタルマーケティング講座
受講期間又は受講日	令和〇年4月20日～令和〇年4月

	受講者氏名	備考
1	〇〇 〇〇	

研修ごとに総研修時間数の8割以上の受講が確認できるものの提出が必要

提出先

書類の提出方法

交付申請は ①電子申請 ②郵送 のいずれかで提出してください。
以降、助成金請求までのすべての手続きを交付申請時と同一の提出方法で行います。

おすすめ

電子申請（Jグランツ）

申請フォーム

ホームページの各助成金ページのリンクよりご申請ください。

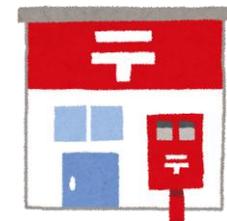
The image shows a screenshot of the Tokyo Shigoto Foundation's website for the '令和7年度事業内スキルアップ助成金' (Fiscal Year 2025 In-house Skill Improvement Grant). A green arrow labeled 'スクロール' (Scroll) points to a table titled '2. 申請書類の提出について' (About Submission of Application Documents). The table lists submission methods and details for '電子申請（Jグランツ）' (Electronic Application via J Grants).

申請方法	届出先	電子申請（Jグランツ）
郵送等	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階 公益財団法人東京しごと財団 「スキルアップ助成金」事務局	Jグランツ申請フォーム スキルアップ助成金事業（助成金）による Jグランツを利用するには、デジタル庁の法人共通認証 証明書（eID）のアカウント（@idプライム）の 取得が必要です。 [eID] サポートページ（外部サイト）

郵送

提出先

〒102-0072
東京都千代田区飯田橋3-8-5
住友不動産飯田橋駅前ビル11階
公益財団法人東京しごと財団
「スキルアップ助成金」事務局



よくある質問



個人事業主本人が
受講する研修は助成対象ですか？

助成対象外です。
個人事業主に雇用される従業員が、
助成対象です。



よくある質問



現在実施中の研修は、
助成対象となりますか？

すでに開始されている研修については、
助成対象外です。
研修開始予定日の1か月前までに
交付申請が必要となります。



よくある質問



研修計画に変更がある場合、
どのような手続きが必要ですか。

やむを得ない事情により、交付決定後に研修計画等を変更する場合は、**申告期限までに「変更承認申請書」をご提出ください。**期限等の詳細は、募集要項「研修計画等の変更について」をご確認ください。
期限までに変更申請がない場合、計画どおりに実施されないものとして助成対象外となります。



よくある質問



「1研修」の定義を教えてください。

「1研修あたりの金額」など、当助成金では「1研修」という単位が頻繁に出てきます。

「1研修」とは、1つの研修内容のまとまりのことです。

- ★ セルフメイドの場合、原則として研修実施者が1つのまとまりとして計画したものを「1研修」とします。
- ★ レディメイドの場合、原則として教育機関が1つのまとまりとして実施するものを「1研修」とします。



お問い合わせ

問い合わせフォーム

以下リンクよりお問い合わせください。

<https://logoform.jp/form/C44S/803378>



電話



03-5211-0391

平日9:00~17:00

(12:00~13:00、土日・祝日、年末年始を除く)



対面でのご相談

対面でのご相談は「事前予約制」となっております。
お申込みは「問い合わせフォーム」または
「電話」よりお申し込みください。

